

一般社団法人ニューボーンフォト協会定款

定 款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人ニューボーンフォト協会と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都世田谷区に置く。

(目的)

第 3 条 この法人は、ニューボーンフォト（新生児を被写体とする写真撮影）に関する知識・情報—新生児の体と健康やポーズ、写真の技術等—をカメラマン、ハンドラー（撮影助手）、新生児の家族、その他一般の人々に提供し知ってもらうことにより、新生児の安全が確保できた上でニューボーンフォトが行えるような社会にすることを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 講座・セミナー・イベント等の企画・開催・運営
2. ニューボーンフォトに関する資格の賦与
3. 物品販売
4. 商品開発・企画・製造
5. 撮影
6. 広告・宣伝
7. 経営コンサルタント
8. 前各号に附帯関連をする一切の事業

(公告の方法)

第 5 条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第 2 章 社員

(入社)

第 6 条 この法人の目的に賛同し、入社をした者を社員とする。

(入社の方法)

第 7 条 社員として入社しようとするものは、当法人所定の様式による申込みをし、社員総会での承認を得るものとする。

(退社)

第8条 社員は、当法人所定の退社届を提出することにより、いつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員がいずれかに該当するときは、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該社員を除名することができる。

1. この定款その他規則に違反したとき
2. この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行動をしたとき
3. その他除名すべき正当な事由があるとき

(社員資格の喪失)

第10条 前二条のほか、社員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 総社員が同意をしたとき。
2. 死亡し、若しくは失踪宣告を受けた、又は解散したとき。

(社員名簿)

第11条 この法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

1. 社員の除名
2. 理事の選任又は解任
3. 理事の報酬等の額
4. 計算書類等の承認
5. 定款の変更
6. 解散及び残余財産の処分
7. その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3カ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より3日前までに各社員に対して発する。

(議決権)

第16条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(決議の方法)

第17条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

1. 社員の除名
2. 定款の変更
3. 解散
4. その他法令で定められた事項

(議長)

第18条 社員総会の議長は、代表理事がこれにあたる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(役員の設定等)

第20条 この法人には、次の役員を置く。

理事 3名以内

理事のうちから代表理事 1名

(選任等)

第21条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事が1名の場合はその者が代表理事となり、理事が2名

以上ある場合は理事の互選によって選定する。

(代表理事及び理事の職務権限)

第22条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を執行する。

2 理事は、この法人の業務を分担執行する。

(任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期満了する時までとし、増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

3 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第24条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価としてこの法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

第5章 会員

(会員)

第26条 この法人の目的及び事業に賛同をして活動を希望をする個人又は団体を会員として置くことができる。

(会員規則等)

第27条 会員の入会方法、活動内容その他会員制度については、別途定める会員規則等に定める。

第6章 計算

(事業年度)

第28条 この法人の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第29条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号までの書類については、承認を受けなければならない。

1. 事業報告
 2. 貸借対照表
 3. 損益計算書（正味財産増減計算書）
- 2 前項の書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第30条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第31条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第8章 雑則

（規則）

第32条 この定款の施行について必要な規則は、社員総会の決議をもって、これを定める。

第9章 附則

（最初の事業年度）

第33条 この法人の最初の事業年度は、この法人の成立日から平成31年7月31日までとする。

（設立時の役員）

第34条 この法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時理事 佐々木美紀

設立時代表理事 佐々木美紀

（設立時社員の氏名及び住所）

第35条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 東京都世田谷区上野毛一丁目19番1-601号
佐々木美紀

設立時社員 東京都世田谷区豪徳寺二丁目23番15号
丸栄商会102
武藤裕也

(法令の準拠)

第36条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

一般社団法人ニューボーンフォト協会設立に際し、設立時社員佐々木美紀、武藤裕也の定款作成代理人である行政書士片岡典子は、電磁的記録である本定款を作成し電子署名をする。

平成30年8月2日

設立時社員 佐々木美紀

設立時社員 武藤裕也

上記設立時社員の定款作成代理人
行政書士 片岡 典子